

住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅以外又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
 - (g) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (h) (g) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

日置市長 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

印

所有者 また取得者	住所	
	氏名	
家屋の所在地		
家屋番号		
建築年月日	令和 年 月 日	
取得年月日	令和 年 月 日	
取得の原因	(1) 売買 (2) 競落 ※移転登記の場合に記入	
申請家屋への居住	(1) 入居済 (2) 入居予定	
床面積	1階 m ² 1階以外 m ² 合計 m ²	
構造	造	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅	
工事費用の総額	円 ※(ロ) (g) の場合に記入	
売買価格	円 ※(ロ) (g) の場合に記入	

1 記入方法

- (1) { } の中は、(イ) 又は (ロ) のうち該当するものを○印で囲み、(イ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) 又は (f) のうち該当するものを○印で囲み、(ロ) を○印で囲んだ場合は、さらに (g) 又は (h) のうち該当するものを○印で囲んでください。
- (2) 「建築年月日」の欄は、(イ) (b)、(d) 又は (f) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- (3) 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(イ) (a)、(c) 又は (e) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- (4) 「取得の原因」の欄は、上記 (イ) (b)、(d) 若しくは (f) 又は (ロ) を○印で囲んだ場合に限り、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- (5) 「申請家屋への居住」の欄は、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- (6) 「構造」の欄は、建築後 20 年超 25 年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記簿に記載された構造を記載すること。
- (7) 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記簿に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1) を○印で囲むこと。
- (8) 「工事費用の総額」の欄は、(ロ) (g) を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第 4 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号から第 7 号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- (9) 「売買価格」の欄は、(ロ) (g) を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

2 添付書類

住宅用家屋証明の取得について、申請書・証明書とともに下記に案内する書類を添付してください。なお、添付書類は、取得した家屋により異なりますので御注意ください。

(1) 新築家屋を取得した場合

- ① 確認済証または検査済証（建築確認が不要な地域を除く。）
- ② 「建物の登記事項証明書」もしくは「登記申請受領証（登記申請書の写しでも可）および登記完了証
- ③ 住民票の写し
※ 住民票を異動されていない場合は、申立書を提出してください。
- ④ 売買契約書または売渡証明書（競売の場合は、代金期限納付通知書と物件目録）
- ⑤ 取得した家屋が、建築後 20 年（※耐火構造住宅の場合、建築後 25 年以上経過しているとき。）以上経過している場合、新耐震基準に適合している証明書が必要になります。

(2) 新築家屋（建築後使用されたことのない家屋）を売買または競売により取得した場合

- ① 確認済証または検査済証（建築確認が不要な地域を除く。）
- ② 「建物の登記事項証明書」もしくは「登記申請受領証（登記申請書の写しでも可）および登記完了証
- ③ 住民票の写し
※住民票を異動されていない場合は、申立書の原本を提出してください。

- ④ 売買契約書または売渡証明書（競売の場合は、代金期限納付通知書と物件目録）
- ⑤ 家屋未使用証明書

(3) 建築後使用されたことがある家屋を取得した場合

- ① 「建物の登記事項証明書」もしくは「登記申請受領証（登記申請書の写しでも可）および登記完了証」
- ② 住民票の写し
 - ※ 住民票を異動されていない場合は、申立書の原本を提出してください。
- ③ 売買契約書または売渡証明書（競売の場合は、代金期限納付通知書と物件目録）
- ④ 取得した家屋が、建築後 20 年（※耐火構造住宅の場合、建築後 25 年以上経過しているとき。）以上経過している場合、新耐震基準に適合している証明書が必要になります。

(4) その他必要書類

- ① 取得した家屋が、特定長期優良住宅の場合、長期優良住宅の認定申請書副本および認定通知書の写し
- ② 取得した家屋が、認定低炭素住宅の場合、認定低炭素住宅の認定申請書副本および認定通知書の写し